

# デイサービスグッドタイムクラブ・やぶっちゃ の 運営規程

通所介護事業・第1号日常生活支援総合事業 通所型サービス（現行相当）

## 第1条（事業の目的）

社会福祉法人 創生会が開設するデイサービスグッドタイムクラブ・やぶっちゃ（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業及び第1号日常生活支援総合事業 通所型サービス（現行相当）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき事業所従事者（以下「従事者」という）が、要支援又は要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し適正な事業を提供することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

- 1 事業所の従事者は、利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

## 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称・・・デイサービス グッドタイムクラブ・やぶっちゃ
- 2 所在地・・・三重県伊賀市島ヶ原13680

## 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとし、各職員の員数は次の通りとする。

管 理 者	（1名）・・・事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 生活相談員の業務を兼務する
生活相談員	（1名以上）・・・利用者の家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、 居宅介護支援事業者との連絡調整を行う。 管理者の業務を兼務する
介 護 職 員	（3名以上）・・・介護職員は必要な介護等を行う。
機能訓練指導員	（1名以上）・・・日常生活に必要な機能訓練等を行う。看護職員の業務を兼務する。
看 護 職 員	（1名以上）・・・利用者の健康管理と心身状態の把握、医療相談を行う。 機能訓練指導員の業務を兼務する。

## 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日・・・月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日～1月3日を除く。
- 2 営業時間・・・9時00分から17時00分とする。
- 3 サービス提供時間・・・9時30分から16時30分とする。

## 第6条（利用定員）

事業所の利用者の定員は、下記の通りとする。

- 1 単位 25名

## 第7条（指定通所介護等の提供方法、内容）

事業の内容は、居宅サービス計画に係るケアプラン（以下「居宅サービス計画等」という）に基づいてサービスを行うものとする。

- 1 身体介護に関すること：日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。  
排泄の介助、移動・移乗の介助、食事の介助、その他必要な身体の介護
- 2 入浴に関すること：家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。  
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること：食事を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
- 4 機能訓練に関すること：体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- 5 アクティビティ・サービスに関すること  
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。 例) レクリエーション 音楽活動 制作活動 行事的活動 体操
- 6 送迎に関すること：送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供し、送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。
- 7 相談・助言に関すること：利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

## 第8条（指定居宅介護支援事業者との連携等）

- 1 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

## 第9条（通所介護計画等の作成等）

- 1 指定通所介護事業等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成済の場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。また、実施状況及び計画等の達成状況について記録する。

## 第10条（指定通所介護等の提供記録）

従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該事業等について、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載することとし、サービス提供を完了した日から5年間保存する。

#### 第11条（指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法）

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
- 2 通常要する時間（8時間以上9時間未満）を超える利用料は、1時間あたり50単位とする。
- 3 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1キロあたり30円とする。
- 4 食事の提供に要する費用として、1食につき800円とする。
- 5 おやつ代は、4（食事の提供に要する費用）に含まれる。
- 6 おむつ代は、実費を徴収する。
- 7 キャンセル料は、一回につき500円とする。
- 8 入浴介助加算Ⅰについては、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合、一日につき40単位を加算する。
- 9 個別機能訓練加算Ⅰ（イ）については、機能訓練指導員を専従で1名以上配置し、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定、訓練項目は複数種類準備し、その選択にあたっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する目的で、個別または5人までの小集団に実践的訓練を提供している場合、1日につき56単位を加算する。
- 10 口腔機能向上加算Ⅰについては、看護職員を1名以上配置し、口腔機能の低下が認められる状態、または口腔機能が低下する恐れがある利用者に対し、3ヶ月以内に限り、口腔機能向上を目的とした口腔ケア指導・訓練を行った場合、月2回を限度に1回につき150単位を加算する。
- 11 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 12 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 13 指定通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

#### 第12条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、伊賀市、名張市、甲賀市、奈良市、笠置町、和束町、南山城村、山添村、とする。

#### 第13条（内容及び手続きの説明及び同意）

通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるとする。

#### 第14条（緊急時等における対応方法）

- 1 従業者は、事業の実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

#### 第15条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次の通り行うとともに、必要な設備を備える。

防火責任者管理者

防災訓練年2回

避難訓練年2回

通報訓練年2回

#### 第16条（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

- 1 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 3 従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 従事者に対し、感染症まん延防止の措置とし指針の整備・研修及び訓練・委員会の設置  
委員会 年2回

#### 第17条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

#### 第18条（虐待の防止のための措置に関する事項）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### 第19条（業務継続計画の作成等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第20条（地域との連携等）

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

#### 第21条（相談・苦情対応）

- 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

## 第22条（事故処理）

- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 第23条（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 第24条（その他運営についての重要事項）

- 1 事業所は、すべての通所介護従業者に対し、認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。（有資格者を除く。）
- 2 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。
  - 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - 二 継続研修 年2回以上
- 3 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 5 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 創生会の理事長とデイサービスグッドタイムクラブ・やぶっちゃ の管理者との協議に基づき定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

この規定は、令和7年10月15日より第11条-4及び5 に改訂し施行する。

この規定は、令和7年12月 1日より改訂し施行する。